

意見書

平成16年6月7日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはごさきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年5月18日付け情審通第1118号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見

－ 中継・局内光ファイバに係る標準的期間の見直しについて －

1. 中継・局内光ファイバに係る工事期間について

中継・局内光ファイバに係る標準的期間が見直しにより短縮されることを歓迎します。工期を短縮し、できるだけ早くお客様にサービスを提供できるようにすることは極めて重要であり、今後ともNTT東西が一層の期間短縮を図られることを要望します。

今後の更なる改善事項として、次の点を要望します。

標準的期間の起算点は始点終点確定時（接続申込み後、接続を希望する区間の両端の設備が確定した日）とされているため、中継または加入者光ファイバの開通工事が完了するまで局内光ファイバ工事の設計・現場調査・物品調達などすべてが整うまで工事が開始されません。中継または加入者光ファイバの工事が完了する前から局内光ファイバの工事に着手することによってサービスの提供をより早くすることが可能となり、起算点の考え方について改善を要望します。

2. 加入者光ファイバに係る工事期間について

加入者光ファイバサービスは、Bフレッツを提供するNTT東西と、NTT東西から光ファイバを借りてサービスを行う他事業者が競争している分野です。光ファイバの工事期間について公正競争条件が保たれていることがまず必要ですが、それだけでは公正競争条件の確保としては不十分であり、次の事項について現状の把握と問題の解決を強く要望します。

① 開通工事状況の客観的把握

利用者の申し込みから開通に要する日数は最も重要な営業上の要素であり、NTT東西は、Bフレッツと他事業者がNTT東西から光ファイバを借りて行うサービスの双方の工事期間について公正競争が確保されていることを明らかにする責務があります。

Bフレッツの加入者光ファイバに関する各種の期間（接続申込～提供可能時期の回答・接続申込～開通までに要する期間・提供可能時期の事前照会に要する期間）について、NTT東西の実績の開示を要望します。

② NTT東西の光ファイバ提供エリア情報の利用

マンション事業者や集合住宅の管理組合に対して営業活動を行う場合に、詳細な光ファイバ敷設ルート図を持っていれば営業活動が格段にやり易く、NTT東西はこれらの情報を占有して営業活動に利用できる立場にあります。他事業者がNTT東西に比べて不利になるような行為、NTT東西の関係事業者のみに詳細な情報が開示されるような行為が行われていないか、またNTT東西の営業部門と設備管理部門の分離が十分行われているかどうか調査して頂くことが必要であると考えます。

③ NTT東西の光ファイバ展開計画の利用

新築の集合住宅や新たに開発される住宅地のように、営業の開始から実際のサービスを提供するまでに長期を要する場合には、光ファイバ敷設の詳細な展開計画が必要となります。いち早く光ファイバの展開計画を把握し他の電気通信事業者に先駆けてマンション事業者や集合住宅の管理組合に対する営業を開始すれば圧倒的に有利な状況で受注に結びつけることができます。NTT東西はこれらの情報を営業活動に利用できる立場にあります。NTT東西においてこのような行為が行われておらず、他事業者とNTT東西の公正競争条件が確保されているかどうか調査して頂くことが必要であると考えます。

－ 以上 －